

## 総合科学技術会議が実施する 国家的に重要な研究開発の評価方法の在り方について

平成14年度は、「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(総合科学技術会議決定 平成14年4月23日)に基づき、①大規模新規研究開発の評価 ②総額約10億円以上の研究開発の評価 ③総合科学技術会議が必要と認め指定して行う評価 の3種類の評価方法により評価を実施し、その結果を広く公表すると共に、「平成15年度科学技術関係概算要求の優先順位付けについて」(平成14年10月18日)での活用など、推進体制の改善や予算配分への反映を図った。

平成15年度に総合科学技術会議が行う国家的に重要な研究開発の評価は、平成14年度の経験を踏まえ、各府省において実施される評価や概算要求の優先順位付けとの役割分担・連携も図りつつ、一層効果的・効率的な実施に努める必要がある。

平成14年度の経験を基づく論点と今後の方向性を以下整理した。

### 1. 平成14年度の経験と論点

#### ① 大規模新規研究開発の評価

- 大規模な3研究開発について専門家を交えて詳細に検討
- 総合科学技術会議の評価結果を予算案に反映
- 一部研究開発では府省横断的な調整
- △ 短期間に評価作業が集中
- △ 評価の段階では、府省の外部評価が不在

- ◆ 今回の評価のノウハウを活用し、対象数を増やすべきではないか。なお、補正予算を対象とするか否かを明確にすべきではないか。
- ◆ 府省における事前評価の充実を図り、その結果を踏まえた上で評価を行うべきではないか。
- ◆ 評価専門調査会に議員・委員と招聘者からなる評価検討会を設置して調査・検討したが、その評価方法、評価検討会の役割や選任方法について更に明確化すべきではないか。

## ② 総額約10億円以上の研究開発の評価

- 多数の研究開発を短期間に評価
- 各省の評価方法を見ることで個別の改善点等を指摘
- 評価における全般的な問題点(報告書・事前評価)を抽出
- △ 研究開発そのものの評価よりも府省評価の適切性の評価が中心
- △ 作業量が多く評価専門調査会の負担が大
- △ 優先順位付けと一部で実質的な重複

- ◆ 府省で評価が実施され、特に事前評価については今後充実を図る中で、総合科学技術会議の評価対象として総額約10億円以上という基準は低過ぎるのではないか。
- ◆ 府省で実施された評価の適切性については、「大綱的指針に沿った評価の実施状況についてのフォローアップ」の一つと位置付けて別途実施すべきではないか。
- ◆ 科学技術政策担当大臣と有識者議員により、次年度予算案の新規施策と20億円以上もしくは重要な既存施策(312件)を対象とした科学技術関係施策の優先順位付けが行われたが、研究開発そのものはここで精査して行けば良いのではないか。

## ③ 総合科学技術会議が必要と認め指定して行う評価

- 4研究開発について指定の適否を検討
- △ 指定候補を選択する際の情報収集体制が未整備

- ◆ 指定のための4つの視点を更に整理すべきではないか。また、必ずしもこれらの視点に限定する必要はないのではないか。
- ◆ 指定に先立ち評価専門調査会で調査・検討の対象を選択する仕組みを明確にすべきではないか。

## 2. 方向性

### ① 大規模新規研究開発の評価

- ◆ 対象を拡大すると共に、基準を簡素化する観点から、大規模新規の研究開発を国費として総額約300億円以上とする。

- ◆ 補正予算はその緊急性と一過性に鑑み、評価対象としない。
- ② 総額約10億円以上の研究開発の評価
- ◆ 総額約10億円以上の研究開発を府省の評価方法及び結果で評価することは終了する。
  - ◆ 府省においては、概算要求に先立つ事前評価の充実を図るとともに、評価実施後可能な限り速やかに評価報告書等を公表し、データを政府研究開発データベースに入力する。府省における評価結果は科学技術関係施策の優先順位付けにおいて活用する。
  - ◆ 府省の評価方法の適切性の検討は、今後大綱的指針に沿った評価の実施状況についてのフォローアップとして評価専門調査会で実施する。
- ③ 総合科学技術会議が必要と認め指定して行う評価
- ◆ 4つの視点について更に整理する。
  - ◆ 総合科学技術会議は、必要と認めれば、4つの視点に限らず研究開発を指定して評価することとする。
  - ◆ 評価専門調査会の議員・委員は指定候補を随時会長に提案し、会長の発議により評価専門調査会が指定適否を検討することとする。
- ④ 評価専門調査会における調査・検討方法
- ◆ 評価専門調査会は、必要に応じ内部に評価検討会を設置し、専門家・有識者を招聘して調査・検討を行い、最終的にその責任において評価検討結果を取りまとめる。
  - ◆ 招聘する専門家・有識者の選任は評価専門調査会長が行う。評価専門調査会の議員・委員は、選任について会長に意見を述べるができる。
  - ◆ 被評価者として説明にあたる者は行政部局の担当責任者と研究代表者を原則とし、また、府省の評価結果がある場合はこれを参考とする。

## 総合科学技術会議が実施する 国家的に重要な研究開発の評価について

平成14年4月23日  
総合科学技術会議

### 1. 評価の目的

総合科学技術会議は、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、「科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価」を実施することとされている。これを受けて総合科学技術会議は、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について、その目標や達成度および効果等を評価し、推進体制の改善や予算配分に反映させる。

### 2. 評価の対象

研究開発期間における、設備整備費及び運用費等の総額が約10億円以上の研究開発

### 3. 評価の方法

府省で実施された評価方法及び結果を評価専門調査会において調査・検討し、総合科学技術会議が評価を行う。

また、府省による評価の有無に関わらず、以下のアまたはイに相当する研究開発については、その目標や達成度および効果等を、あらかじめ評価専門調査会で調査・検討し、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

ア 新たに実施が予定されている大規模な研究開発（研究開発期間における、設備整備費総額が約 300 億円以上、または設備整備費及び運用費等の総額が約 500 億円以上）

イ 以下の視点から総合科学技術会議が指定する研究開発（評価専門調査会で調査・検討）

- ・ 科学技術や社会経済の情勢の変化等により計画の大幅な見直しや改善が必要なもの
- ・ 目標の達成度が不十分であるなど、研究開発の進行に著しい遅れが認められるもの
- ・ 社会的関心が高く評価が求められるもの
- ・ 複数の府省にまたがって実施されているもので、総合的な推進を図る見地から評価が求められるもの

全ての評価結果は政府予算案編成に反映させることとする。